

■公的医療機関の減免

[対象公的医療機関]

- 社会福祉法人恩賜財団済生会
- 厚生（医療）農業協同組合連合会
- 厚生（医療）農業協同組合連合会の病院等から組織変更した社会医療法人国民健康保険団体連合会

1 減免要件

- 救急自動車又はへき地巡回診療のために使用する自動車であること
- 対象公的医療機関が所有していること
- 対象公的医療機関が開設する病院又は診療所が使用すること

2 減免額

自動車税の全額

3 申請に必要な書類

- 申請書
- 自動車検査証の原本又は自動車検査証記録事項の原本もしくは写し
- 定款、規約等もしくは登記簿の写し
- 管理委託契約書等の写し（使用者が対象公的医療機関以外の場合）
- 写真（前・後・横）…各1枚（ナンバー取り付け後のもの）

4 申請期限及び申請場所

- (1) 新車又は中古車を取得する場合（自動車税が課税される場合に限る）
 - ①申請期限 登録の日
 - ②申請場所 自動車税事務所又は飛騨県税事務所自動車税出張所
- (2) 従来から使用している自動車について申請する場合（4月1日（午前0時）現在所有している自動車）
 - ①申請期限 4月1日～納期限（通常5月31日）
 - ②申請場所 自動車税事務所又は飛騨県税事務所自動車税出張所（郵送による提出可（期限必着））

5 その他

- リース車両は対象外
- 毎年12月31日現在減免を受けている自動車については、1月下旬に報告書兼申請書（減免はがき）を送付します。申請内容に変更がない場合に限り、減免はがきの返信（申請）によって翌年度も継続して減免を受けることができます。

【このページに関するお問い合わせ先】

岐阜県自動車税事務所 課税管理係

Tel. 058-279-3781 音声案内4
